

投資情報室

(審査確認番号 2018-TB 323)

金融市場NOW

イラン制裁適用除外で原油価格下落

サウジアラビアの生産動向次第で原油価格が再び騰勢を強めることも

- ▶ トランプ政権は11月5日、イランとの原油取引や金融取引の制限を含む制裁第二弾を発動。8ヵ国・地域の原油取引に関しては180日間の適用除外が認められた。当措置等を背景に原油価格は下落。
- ▶ イランの原油生産減少を補うべく、トランプ政権はサウジアラビアに増産を要請。サウジアラビアの著名記者殺害事件等を背景に同国が増産に応じない場合、原油価格が再び騰勢を強めることも。

~ 原油価格が調整色を強める ~

● 10月初旬をピークに、原油価格が調整色を強めています。11月5日時点で、国際指標となるニューヨーク市場のWTI原油先物価格は約7ヵ月ぶり、アジア市場の指標となる中東産ドバイ原油のスポット価格(長期契約ではなく一回の取引ごとに成立する市場価格)は約2ヵ月半ぶりの安値まで下落しています(図表1)。

~ イラン制裁適用除外で供給ひっ迫懸念薄れる ~

● 原油価格の下落には、トランプ政権が決めたイラン産原油禁輸措置の適用除外も影響しているようです。同政権は5月、合意内容に弾道ミサイルの開発規制が盛り込まれていないこと等を理由に、イランと米国を含む6カ国が2015年7月に結んだ「核合意」からの離脱を表明し、経済制裁の再開を宣言しました。第一弾は8月7日に、イランとの原油取引や金融取引の制限を含む第二弾は11月5日に発動されました(図表2)。イラン産原油の輸入は、11月5日から全面禁止されるとの見方もありましたが、実際には8ヵ国・地域(注)について180日間の適用除外が認められました。2017年のイランから同8ヵ国・地域への原油輸出量は全体の約8割を占めており(図表3)、供給ひっ迫懸念が後退しました。(注)日本、イタリア、ギリシャ、中国、韓国、台湾、インド、トルコ

~ サウジアラビアの原油増産動向が鍵に ~

● イランの原油生産量(日量)はトランプ大統領がイラン核合意からの離脱を表明する前の4月から10月までに約4割減少しています。米国務省のフック・イラン特別代表は180日後に更に適用除外することは考えていないと述べています。今回の措置で一旦は供給不足懸念が後退するものの、180日の期限が近づくにつれて、イランの原油生産は減少傾向を強める可能性があると考えます。その供給減を補う役割が期待されている国の一つがサウジアラビアです。トランプ大統領は同国に原油の増産を要請していますが、同国の著名記者の殺害事件をきっかけに、両国の関係が悪化する兆しも出始めています。サウジアラビアが増産に応じない場合、原油価格が再び騰勢を強めることも考えられます。

図表1:原油価格動向



図表2:米国のイラン制裁の対象と発動時期

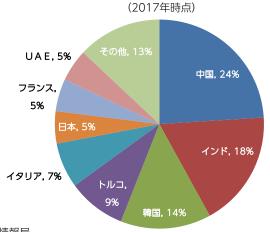
第1弾(8月7日発動)

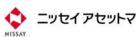
- ✓ イランの自動車産業
- ✓ イラン政府による米ドル紙幣の購入・取得
- ✓ イラン向けアルミ・鉄鋼原料等の取引
- ✓ イランとの金と貴金属の取引

第2弾(11月5日発動)

- ✓ イランとの原油・石油製品の取引
- ✓ イラン中央銀行やその他のイラン金融機関との取引
- ✓ イランの海運や造船等港湾関係者との取引
- ✓ イランのエネルギー産業に関わる取引
- ●日本や中国を含む8ヵ国・地域については 180日間イラン原油禁輸を適用除外

図表3:イランの主な原油輸出先と構成比





【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、 特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではあり ません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商 号 等:ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第369号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.nam.co.jp/